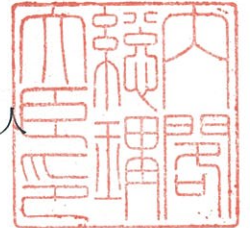




消食表第232号
平成23年6月7日

消費者委員会
委員長 松本 恒雄 殿

内閣総理大臣 菅 直人



諮 問 書

下記の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第19条の13第5項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

JAS法第19条の13第2項に基づき定めるみそ品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1664号）について、別添新旧対照表のとおり以下の改正を行うこと。

1. 風味原料等を使用したみそが「みそ」の定義に含まれることを明確にすること。
2. だし入りみそについて、名称の表示の方法に係る規定を追加すること。
3. 原材料名の表示方法について、原料、食品添加物等の各区分中の原材料を重量順に記載することを明確にすること。
4. 内容量の表示方法について、内容重量の標準を削除し、加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）と整合性を図り、内容量に合わせた内容量表示とすること。